

●養成研修事業一覧

○制度(研修課程)の変遷

～平成18年3月		平成18年4月～平成18年9月		平成18年10月～平成19年9月		平成19年7月～		平成23年10月～		平成24年4月～		平成25年4月～	
研修事業名	課程名	研修事業名	課程名	研修事業名	課程名	研修事業名	課程名	研修事業名	課程名	研修事業名	課程名	研修事業名	課程名
(ホームヘルパー) 訪問介護員 養成研修	一級課程 二級課程 三級課程	(ホームヘルパー) (訪問介護員) 介護員 養成研修	介護職員基礎研修課程 一級課程 二級課程 三級課程	同左	同左	同左	同左	同左	同左	介護員 養成研修	介護職員初任者研修課程 ※平成25年3月末 介護職員基礎研修課程、 一級～三級課程 廃止		
居宅介護 従業者 養成研修	一級課程 二級課程 三級課程	居宅介護 従業者 養成研修	一級課程 二級課程 三級課程	居宅介護 従業者 養成研修 一級課程 二級課程 三級課程	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	日常生活支援従業者養成研修課程		日常生活支援従業者養成研修課程	重度訪問介護 従業者 養成研修 重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程 重度訪問介護従業者養成研修 追加課程									
	視覚障害者“移動介護”従業者養成研修課程 (※同行援護研修の一般課程修了者相当)		視覚障害者“外出介護”従業者養成研修課程 (※同行援護研修の一般課程修了者相当)	行動援護従業者養成研修 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程 (※同行援護研修の一般課程修了者相当)									
	全身性障害者“移動介護”従業者養成研修課程		全身性障害者“外出介護”従業者養成研修課程	移動支援 従業者 養成研修 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程 (※同行援護研修の一般課程修了者相当)									
	知的障害者“移動介護”従業者養成研修課程		知的障害者“外出介護”従業者養成研修課程	同行援護従業者 養成研修課程 同行援護従業者養成研修 一般課程 同行援護従業者養成研修 応用課程									
難病患者等 ホームヘルパー 養成研修	難病入門課程 難病基礎課程Ⅰ 難病基礎課程Ⅱ	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
精神障害者ホームヘルパー養成特別研修		同左		【廃止】									

○根拠法令一覧

研修事業名 / 事業廃止の有無等	実施主体等	研修実施時期	根拠法令
家庭奉仕員講習会推進事業 / 【廃止】	大阪府	昭和63年～平成2年	家庭奉仕員講習会推進事業の実施について(昭和62年6月26日厚生省局長通知)
在宅介護基礎講習会 / 【廃止】	大阪府	平成2年度のみ実施	※モデル事業
●ホームヘルパー養成研修 / 【廃止】	大阪府、大阪市及び 厚生省が実施又は指 定した事業者	平成3年～ 平成8年2月～	ホームヘルパー養成研修事業について(平成3年6月27日老福第153号、社更第123号、児発第591号、大臣官房老人保健福祉部長、社会局長、児童家庭局長連名通知)【改正】 ホームヘルパー養成研修の実施について(平成7年7月31日社更第192号、老計第116号、児発第725号、厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)【廃止】
●訪問介護員養成研修 / 【根拠法令制定に伴う研修事業名称変更】	大阪府が実施又は指 定した事業者	平成12年4月～	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
●介護員養成研修 / 【根拠法令改正に伴う研修事業名称変更(介護職員基礎 研修課程の追加)】		平成18年8月～	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)【平成18年4月1日 改正施行】
●介護員養成研修 / 【研修体系の見直しに伴う研修課程の改正(介護職員初 任者研修課程の創設、介護職員基礎研修課程と1～3級課程の廃止)】		平成25年4月～	介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)【平成25年4月1日 改正施行】
居宅介護従業者養成研修	大阪府、指定都市及 び中核市が実施又は 指定した事業者	平成15年6月～	指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)【廃止】
		平成18年4月～	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)【廃止】
		平成18年11月～	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号) 【平成23年9月22日厚生労働大臣告示第335号 一部改正(10月1日施行) 【平成24年3月30日厚生労働大臣告示第208号 一部改正(4月1日施行)】
重度訪問介護従業者養成研修	大阪府が実施又は指 定した事業者	平成18年11月～	同上
同行援護従業者養成研修	大阪府が実施又は指 定した事業者	平成23年10月～	同上
行動援護従業者養成研修	大阪府(府立砂川厚 生福祉センター)	平成19年9月～	同上
難病患者等ホームヘルパー養成研修	大阪府及び指定都市 が実施又は指定した 事業者	平成9年3月～	難病患者等居宅生活支援事業の実施について(平成8年6月26日健医発第799号厚生省保健医療局長通知)【廃止】
		平成18年11月～	難病特別対策推進事業について(平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知)【平成18年3月28日一部改正 4月1日施行】
精神障がい者ホームヘルパー養成特別研修 / 【廃止】	大阪府が実施	平成15年11月～平成18年9月末	精神障害者ホームヘルパー養成特別研修の実施について(平成15年3月31日障発第0331016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【廃止】
外出介護従業者養成研修 / 【廃止】 ※新研修制度制定までの暫定措置としての位置づけ	大阪府、指定都市及 び中核市が実施又は 指定した事業者	平成18年10月～平成19年9月	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)に掲げる外出介護従業者養成研修(視覚・全身性・知的課程)の相当するものと大阪府知事が認める研修(指定要綱・実施要領)として独自に制定
移動支援従業者養成研修 ※視覚課程のみ平成23年9月末をもって廃止	大阪府及び市町村が 実施又は指定した事 業者	平成19年7月～	同上 ※1 精神課程が新たに追加された(H19/7) ※2 視覚課程が同行援護従業者養成研修に移行されたため同課程の廃止(～H23/9/30) ◎大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱(障がい福祉室 地域生活支援課) ●大阪府移動支援従業者養成研修指定要綱(地域福祉課) ●大阪府移動支援従業者養成研修実施要領(地域福祉課)